

見附市上下水道局会計年度任用職員の任用、勤務時間及び休暇等に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和8年3月31日

見附市長 稲田 亮

見附市上下水道事業管理規程第1号

見附市上下水道局会計年度任用職員の任用、勤務時間及び休暇等に関する規程の一部を改正する規程

見附市上下水道局会計年度任用職員の任用、勤務時間及び休暇等に関する規程(令和2年見附市ガス上下水道事業管理規程第8号)の一部を次のように改正する。

様式第1号中

「

その他	1 勤務条件等は、次の条例及び規程によるものとします。 (1) 見附市上下水道局職員の給与の種類及び基準に関する条例 (2) 見附市上下水道局会計年度任用職員の任用、勤務時間及び休暇等に関する規程 (3) 見附市上下水道局会計年度任用職員の給与及び旅費に関する規程
-----	---

」を

「

その他	1 勤務条件等は、次の条例及び規程によるものとします。 (1) 見附市上下水道局職員の給与の種類及び基準に関する条例 (2) 見附市上下水道局会計年度任用職員の任用、勤務時間及び休暇等に関する規程 (3) 見附市上下水道局会計年度任用職員の給与及び旅費に関する規程 2 災害等が発生した場合に災害対応業務等への従事を命じることがあります。
-----	---

」に改める。

附 則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。